

7 持続的な経済成長の実現と産業競争力の強化について

(内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省)

【内容】

- (1) 持続的な経済成長の実現と産業競争力の強化に向け、引き続き、海外の経済情勢や為替の動向を注視するとともに、東京一極集中を是正し地方への人の流れを生み出すため、地方の特性を生かした付加価値の高い産業の創出・形成を促すこと。また、第4次産業革命による技術革新について、中小企業を含む広範な生産現場への浸透を図るなど労働生産性や付加価値の向上を支援すること。
- (2) 2019年10月の消費税率引上げに向けては、その環境を整備するため、地域経済の活性化を図るとともに、引上げ時に、中小・小規模企業の経営に深刻な影響を及ぼすことがないように、円滑な価格転嫁、経営基盤強化、経営改善、事業再生、創業等の取組を強力に支援すること。また、軽減税率制度やキャッシュレス決済時の還元制度の周知徹底を図るなど、事前に万全の対策を講じること。
- (3) 「平成31年度与党税制改正大綱」に記載された「自動車を取り巻く環境変化の動向等を踏まえた自動車関係諸税のあり方」については、ユーザーの負担軽減・簡素化の実現を前提として、経済社会の実態に合わせた税体系のあり方を検討すること。
- (4) 国は、「統合イノベーション戦略推進会議」においてスタートアップ・エコシステム拠点都市の形成とその支援のあり方を検討している。この拠点都市として、グローバルなスタートアップ拠点を目指す本県の取組を選定し、重点的に支援すること。

(背景)

- 米国の経済政策運営やそれが国際金融市場に及ぼす影響、米中貿易摩擦、英国のEU離脱交渉の展開やその影響など、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動が中長期的に地域経済に影響を及ぼすことが懸念されている。
- 政府が2019年6月に閣議決定した「成長戦略実行計画」においては、AI、IoT、ロボット、ビッグデータなどの第4次産業革命を最大限にいかし、生産性向上や経済成長につなげるためには、企業組織の在り方や個人の仕事の内容・仕方など、経済社会システム全体の再構築を図ることが必要としている。

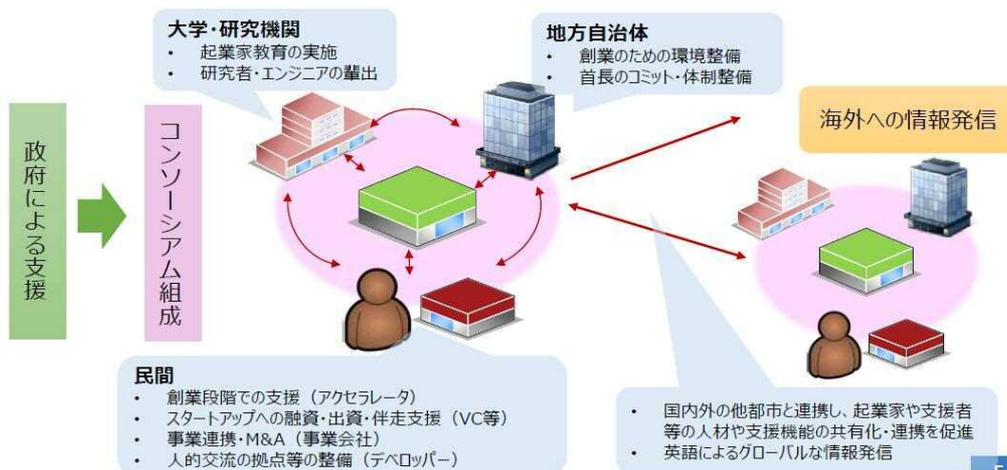
- 本県が実施した中小企業景況調査では、業況判断D.I.が2018年7-9月期△13.4、10-12月期△13.7、2019年1-3月期△24.9、4-6月期△34.4と景況感が低下している。
- 「平成31年度与党税制改正大綱」では、制度創設以来初めて自動車税が恒久的に減税されることとなった。また、環境性能割の税率を1年間軽減するなど、消費税10%への引上げに伴う需要平準化対策も盛り込まれている。
一方で、今回の減税については、自動車ユーザーにとって実質の減税規模は当初期待していたものとは言いえない。
- また、同大綱では検討事項として、「自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に関する需要の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」と明記された。
- 『超スマート社会=Society 5.0』を早期に実現することを目的に、内閣に設置された「統合イノベーション戦略推進会議」において、スタートアップ・エコシステム拠点のあり方を検討している。今後、国内の拠点都市を選定し、政府や民間サポーターの集中的な支援を実施することとしている。年内に事前調査を開始した後、来年1月を目途に公募、3月に選定し、来年度から支援を開始する。「グローバル拠点都市」と「推進拠点都市」を各数か所選定するとされている。

(参 考)

◇ 「平成31年度与党税制改正大綱」の概要（自動車諸税関係）

- 自動車重量税・自動車取得税のエコカー減税について、見直しを行った上、その適用期限を自動車重量税は2年、取得税は6月延長する。
- 2019年10月1日に導入される環境性能割について、環境性能に応じた非課税又は1%若しくは2%の税率適用区分の見直しを行う。
- 2019年10月1日から2020年9月30日までの間に取得した自家用自動車に係る環境性能割について税率1%分を軽減する特例措置を講ずる。
- 自家用乗用車の自動車税種別割の税率を2019年10月1日以降の登録車から引き下げる。
- 自動車税・軽自動車税のグリーン化特例については、現行制度を2年延長し、2021年4月に重点化する。

◇ エコシステム拠点都市のイメージ



8 MICE誘致と国際観光の推進

(国土交通省)

【内容】

- (1) 大規模国際会議や政府系会議を始めとするMICEの開催に向けて、地域におけるMICE誘致の取組に対する支援を継続すること。また、グローバルMICE都市が行う誘致活動との連携や支援を強化すること。
- (2) 空港の入国手続きの迅速化を図るファーストレーンについて、中部国際空港で早期に運用を開始すること。また、MICE誘致の観点から、その利用対象者を国際会議参加者に加えて、展示会参加者等も対象とするなど、地域の状況に応じた柔軟な運用を図ること。
- (3) 地域の交流人口の拡大や経済の活性化につながる訪日外国人旅行者誘客促進に向けて、地域の観光資源を活用したプロモーション事業を拡大すること。また、国際観光旅客税の税収の一定割合を地方に配分するとともに、無料公衆無線LAN環境の整備や宿泊施設・公共交通機関等の多言語化、コミュニケーションツールの充実など、地域の実情に応じて、外国人が旅行しやすい環境の整備を迅速に推進すること。

※MICE：企業などが行う会議(Meeting)、企業が行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際会議(Convention)、イベント/展示会・見本市(Event/Exhibition)の頭文字をとったもの。

(背景)

- 本県では、観光PRのためのキャッチワード「“Heart”of JAPAN～Technology&Tradition」及びロゴマークを掲げ、多言語観光サイト『Aichi Now』を活用し、海外に向けた情報発信の強化に取り組んでいる。
- 愛知県と名古屋市は2015年度から観光庁による「グローバルMICE都市」に位置付けられている。同年4月には経済界や大学を含む地域のMICE関係者が一丸となって「愛知・名古屋MICE推進協議会」を設立し、MICEの誘致・開催に向けた受入環境・体制の強化を進めている。2019年度は、同協議会において、MICE訪問者からのニーズが高く当地域の強みでもある産業視察(テクニカルビジット)をMICE訪問者用にメニュー化し、プロモーション用のデータを作成し、積極的な誘致活動を展開することとしている。今後、MICEに関する我が国の国際競争力をさらに高めていくためには、引き続き、各都市による誘致・開催への支援を強化することが必要である。

- ファーストレーンについては、2016年3月より成田国際空港と関西国際空港で運用が開始されている。本県では、国内初となる国際空港直結の国際展示場Aichi Sky Expoを本年8月に開業予定としているため、ファーストレーンの運用を開始し、利用対象者の拡大により更なる利便性の向上を図ることで、海外からの国際会議参加者や展示会出展者及び来場者を呼び込んでいく。
- ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模イベントの開催効果を広く波及させるためには、地域の観光資源を活用したプロモーション事業を強力に推進することが重要である。
- 本県が2018年度に外国人旅行者に対して実施した愛知県訪日外客動向調査では、コミュニケーションや無料公衆無線LANに対する不満が上位に挙がっており、早急な対応が必要となっている。国においては、2019年1月7日より、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源の確保のため、国際観光旅客税を創設し、その税収をストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化、地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上の3分野に充当すると定めている。さらなる外国人旅行者の受入環境向上を図るため、国際観光旅客税の税収の一定割合を地方に配分するとともに、地域の実情に応じ、多様なニーズに対応した支援の継続と拡充が必要である。

(参 考)

◇観光PRのためのキャッチワード・ロゴマーク



◇国際会議の開催件数（上位7都道府県の推移）

順位	2015年		2016年		2017年	
	県名	件数	県名	件数	県名	件数
1	東京都	583	東京都	593	東京都	631
2	福岡県	450	福岡県	488	福岡県	436
3	大阪府	242	京都府	290	兵庫県	422
4	京都府	230	兵庫県	283	京都府	334
5	宮城県	225	大阪府	280	大阪府	251
6	神奈川県	193	愛知県	210	愛知県	192
7	愛知県	187	神奈川県	190	神奈川県	179
全国	2,847		3,121		3,313	

※日本政府観光局(JNTO)資料

9 次世代産業の推進について

(経済産業省、文部科学省、内閣府、警察庁、国土交通省、環境省)

【内容】

- (1) 燃料電池自動車（FCV）や燃料電池フォークリフトの普及を促進するため、当該車両の購入に対する補助などの支援制度を継続すること。また、水素ステーションやフォークリフト充填用水素供給設備の整備を促進するため、規制の見直しの着実な実施や、整備・運営コストの負担を軽減するための支援制度の拡充を図るとともに、水素エネルギー社会構築に向けた関連技術の開発及び実証を推進すること。
- (2) 完全自動運転の社会実装に向け、国際的な法整備について、早期の確立を図るとともに、国内法においては、法規制の見直しや事業法等の法制度上の整理、事故時等の責任関係・保険の在り方などについての制度設計を加速させること。加えて、通信インフラやダイナミックマップ等社会インフラの整備を加速させること。
- (3) 航空宇宙産業クラスターの強化に向け、海外販路拡大のための取組に対する支援措置を講ずるほか、航空機製造技術者の育成を促進するとともに、航空機関連部品の国内開発促進に向けた実証インフラの整備を推進すること。併せて、当地において開発・生産が進められている Mitsubishi SpaceJet ファミリーについて、政府及び関係機関への導入や、トップセールスの実施により、普及拡大を支援すること。
- (4) 2020年10月に愛知県国際展示場で開催される「World Robot Summit」(ワールドロボットサミット)と同時開催する「ロボカップアジアパシフィック大会」等の成功に向け、大会運営において緊密に連携するとともに、効果的な気運醸成が図られるよう支援すること。
- (5) 付加価値の高いモノづくり技術の研究開発拠点である「知の拠点あいち」のさらなる研究基盤強化に向け、「先端研究基盤共用促進事業」により、引き続き支援を行うこと。

(背景)

- FCVの生産には、愛知県のモノづくり技術が活用され、基幹産業である自動車産業の持続的な発展に寄与することが期待される。本県では、「愛知県水素ステーション整備・配置計画」及び「あいち産業労働ビジョン2016-2020」において、FCVの普及及び水素ステーションの整備に関する目標値を設定し、国・県・市町村及び民間企業が一体となって普及促進に取り組んでいる。
- 本県は、全国に先駆けて、将来の自動運転サービスの実現を目指し、2016年度から先導的に大規模かつ遠隔型自動運転システムなど最先端の技術を活用した自動運転の実証実験を積み重ねてきた。2019年度からは内閣府の「近未来技術等社会実装事業」の枠組みを活用し、政府が

目標とする2020年における自動運転の社会実装を目指し、実際のビジネスモデルを想定した実証実験を実施する。社会実装に向けては、技術の高度化や県民の社会的受容性の醸成に加え、政府において関連する法制度の整備等を進めていく必要がある。

- 海外の先進的な航空宇宙産業クラスターにおいては、国から中核組織への財源、権限の付与、研究開発機能強化の支援等が行われており、我が国においてもそうした取組が求められているところである。
- 2019年6月に閣議決定された成長戦略フォローアップにおいて、国際競争力のある航空機部品企業、クラスターの育成について明示されており、その強化に向けては、海外販路の新規開拓及び研究開発の国際競争力強化が大きな課題となっている。そのため本県では、地域が一体となった「あいち・なごや航空宇宙産業海外販路開拓推進コンソーシアム」を設立し、県内企業の海外取引拡大に取り組んでいるが、こうした取組に対し、国からの財源措置等の支援が必要である。
また、研究開発機能強化の観点から、実証インフラ（テストベッド）については、民間企業等とも協議を重ねながら、我が国において最も航空機産業が集積している当地への配置を進めるべきである。
- 本県では、世界に誇れるロボット産業拠点の形成を目指し、2014年11月に「あいちロボット産業クラスター推進協議会」を設立した。本協議会では、ロボットの開発側と利用側の双方が参画する3つのワーキンググループ（「製造・物流等」、「医療・介護等」、「無人飛行」）を立ち上げ、開発や実用化、普及に関する具体的な取組を進めている。
- 国は、2016年12月に、国際的なロボット競演会である「World Robot Summit」を2020年10月に愛知県国際展示場で開催することを決定した。2018年12月には「ロボカップアジアパシフィック大会」が同時開催されることが決定した。本県では、「ロボカップアジアパシフィック大会」と、ロボット展示やワークショップなどの併催イベントを総称して、「あいちロボカップ AP2020」として開催することとしている。
- これら国際的なロボットのイベントを成功させるためには、一体的な祭典として国内外へPRするとともに、協調した運営が必要である。
- 「知の拠点あいち」は、付加価値の高いモノづくり技術の研究開発拠点であり、多くの中堅・中小企業にも利用されている。現在、「知の拠点あいち」の「あいちシンクロトロン光センター」の共用ビームラインは、当初の6本から10本に増強されており、これまで以上に利用促進が重要となることから、「先端研究基盤共用促進事業」による支援の延長が必要である。

(参 考)

◇ FCV普及、水素ステーション整備の目標

- 【FCV普及目標台数】
2025年度 累計台数 20万台達成
- 【水素ステーションの整備目標数】
2020年度末 40基
2025年度末 100基程度



◇ 県内で生産に関わる航空機の受注残及び生産予定

とよたエコフルタウン水素ステーション

	受注残	2017	2018	2019	2020	2021
B777	91	5機/月			生産数低下	
B777X	344	製造開始▶▶	量産初号機納入▶
B787	600	12機/月▶	14機/月▶▶
Mitsubishi SpaceJet	407			製造開始	量産初号機納入▶

※受注残には、オプション契約及び基本合意を含み、数値等は各社の公表に基づく（2019年5月末現在）

10 国家戦略特区の推進について

(内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

【内容】

- (1) 我が国産業の国際競争力の強化、さらには、我が国の成長を牽引する、成長産業・先端技術の中核拠点の形成に向け、愛知県国家戦略特別区域計画に位置付けられた事業が着実に実施できるよう、必要な財源の確保、課税の特例措置の適用基準の緩和や明確化など、本県の国家戦略特区の取組を支援すること。
- (2) これまでに提案を行った航空宇宙分野で利用する通信機器使用の規制緩和や、医療ツーリズムの推進のための規制改革、近未来技術の社会実装に向けた制度整備、有料道路コンセッションに係る運営権対価一時金の活用などについて、必要な措置を速やかに講じること。

(背景)

- 本県は、2015年8月28日に国家戦略特区の区域指定を受け、国内最大のモノづくりの集積地として、我が国の成長を牽引する、成長産業・先端技術の中核拠点の形成に向け、全力で取り組んでいるところである。
- これまでに10回開催された国家戦略特別区域会議において、有料道路コンセッションを始め、教育、農林水産業、医療、雇用・労働、近未来技術、都市再生、外国人材、観光などの分野を盛り込んだ区域計画が決定され、その内容を充実させてきた。
中でも日本初の取組として有料道路コンセッションについては2016年10月からスタートしており、県立愛知総合工科高等学校専攻科の公設民営も2017年4月から始まった。また、農業支援外国人材の受入れについては、全国に先駆けて2018年10月から農業支援外国人材が農業経営体で就労しており、保安林の指定の解除手続期間の短縮についても、2019年6月に全国で初めて活用が認められた。
- 規制の特例措置等の活用を始め、国家戦略特区を一層推進していくためには、2020年度以降も引き続き国において関連予算を確保するとともに、課税の特例措置の適用基準の緩和や明確化を行う必要がある。
- また、本県では、今後実現すべき規制改革事項として、航空宇宙分野で利用する通信機器使用の規制緩和や、外国人患者の医療滞在ビザを早期発給するなどの医療ツーリズムの推進のための規制改革、近未来技術の社会

実装に向けた制度整備、有料道路コンセッションに係る運営権対価一時金の活用などを提案している。これらについても、早期の実現に向け、国において必要な措置を速やかに講じることを求めるものである。

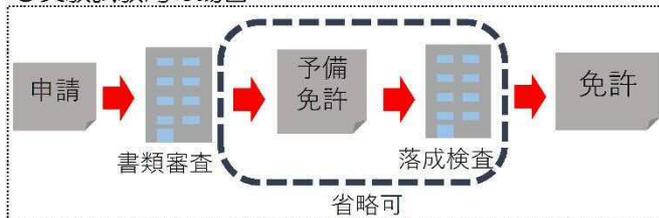
(参 考)

◇新たな規制改革に関する提案の概要

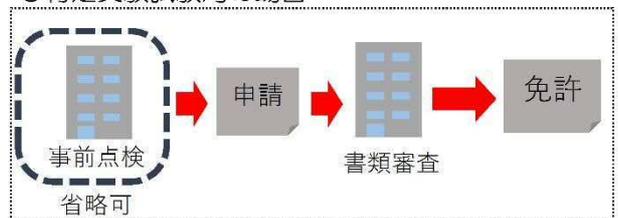
<航空宇宙分野で利用する通信機器使用の規制緩和>

無人宇宙飛行機の研究開発において使用する通信機器の無線局免許(実験試験局又は特定実験試験局)の取得にあたっては、工程上、検査又は点検を受ける必要があるが、技適(技術適合証明、工事設計認証)取得機器を同様の用途で利用する場合は、免許取得における検査又は点検を省略できることとする。

○実験試験局の場合



○特定実験試験局の場合



<医療ツーリズムの推進のための規制改革>

海外からのニーズが高く、日本が国際的優位性を有する医療分野について、日本の医療を迅速に提供するため、できるだけ早期に治療が必要な外国人患者の医療滞在ビザ発給を迅速化する。また、短期滞在ビザでの滞在中における、在留期間の延長や在留資格の変更を認める。

<近未来技術の社会実装に向けた制度整備>

リハビリ遠隔医療・ロボット実証、無人飛行ロボット実証、自動運転社会実装に係る制度整備。

リハビリ遠隔医療・ロボット	無人飛行ロボット	自動運転
<ul style="list-style-type: none"> 臨床研究データについて、治験への活用を可能とする。 開発機器を分類仕分けするワンストップ相談窓口を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話等事業者以外の者にも無人飛行ロボットに携帯電話を搭載し、上空や水上における使用を許可する。 	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔型自動運転システムの社会実装を見据えた規制緩和を行う。 遠隔型自動運転システムの実証実験を実施する際の手続きの簡素化・迅速化を図る。

<有料道路コンセッションに係る運営権対価一時金の活用>

コンセッションで道路公社の収入となる運営権対価のうち一時金について、県の施策推進の財源に活用するための新たな特例措置を創設する。

1 1 アジアNo. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区の推進について

(内閣府、財務省、文部科学省、経済産業省)

【内容】

- (1) 2020年3月31日を期限とする「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」(特別償却又は投資税額控除)を延長すること。
- (2) 「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」の対象が、航空宇宙分野では航空機に関する事業に限られており、また、対象設備が2千万円以上の機械・装置等に限定されていることから、事業者の開発・生産活動をより効果的に支援できるよう、宇宙関連事業を支援対象に加えるとともに、対象設備の要件緩和を行うことにより、税制措置の対象範囲を拡大すること。
- (3) 我が国の航空宇宙産業の発展に向け、当地域が一丸となって推進する取組を支えるため、「国際戦略総合特区支援利子補給金」について、国による重点的な予算措置を講じること。
- (4) 特区に位置付けられている事業を推進するため、本県から提案している新たな規制の特例措置について、関係府省間で十分な調整を行い、できる限り早期に提案の実現を図ること。

(背景)

- 本県を中心とする中部地域は、日本の航空機・部品生産額の5割以上、航空機体部品では約8割を生産する日本一の航空宇宙産業の集積地であり、2011年12月に国際戦略総合特区「アジアNo. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」に指定されたことを受けて、「工場等新增設促進事業」(工場立地に係る緑地規制の緩和)や「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」(法人税の軽減)などの特区の支援措置を活用しながら、航空宇宙産業の国際競争力強化に取り組んでいる。
- 本県においても、「産業空洞化対策減税基金」による補助制度や航空宇宙関連製造業に対する不動産取得税の免除措置などにより、特区内における設備投資を促進している。また、県営名古屋空港において、国産ジェット旅客機 Mitsubishi SpaceJet ファミリーの生産・整備に必要となる駐機場や空港施設を整備し、航空宇宙産業の集積や生産能力の拡充に力を入れて取り組んでいる。また、航空機をテーマとした「あいち航空ミュージアム」を整備し、航空機産業の情報発信や、人材育成の推進を行っている。

- こうした中で、2018年6月には、本県とエアバス関連企業が集積するフランス・オクシタニー地域圏政府との間で航空宇宙産業分野等の連携協力に係る覚書を締結するなど、従来のボーイング機だけでなく、今後新たな領域での事業拡大が見込まれている。また、宇宙分野においても、H3ロケットの開発（2020年度に試験機1号機打上げ）が進められており、事業者の設備増強のニーズが高まっている。この機を捉え、事業者を後押しするため、税制上や金融上の支援措置の拡充が必要不可欠である。
- 「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」は、2020年3月31日までが期限とされているが、今後も一層の活用が見込まれるため、現在と同じ税率の支援内容で延長することが必要である。また、航空宇宙分野の対象事業が「複合材料からなる航空機の機体の研究開発又は製造に関する事業」に限られているが（総合特別区域法施行規則第1条第3項第2号）、宇宙基本計画（2016年4月閣議決定）等の方向性を踏まえ、宇宙関連事業を支援対象とすることが求められる。また、同税制の対象設備は、2千万円以上の機械・装置、1千万円以上の開発研究用器具・備品、1億円以上の建物等に限定されているが、金額要件の緩和や、高度なソフトウェアを支援対象に加えることによる対象範囲の拡大が求められる。
- さらに、我が国の航空宇宙産業の成長を確実なものにするため、日本最強の産業集積を有する当地域が一丸となって推進する取組を支える「国際戦略総合特区支援利子補給金」に係る重点的な予算措置が必須である。
- また、特区の取組を円滑に推進していくためには、障壁となっている規制の緩和が必要である。このため、本県が提案する「航空機部分品等の不適合品処分時における手続の規制緩和」及び「航空機部分品等の譲渡手続の規制緩和」について、早期の実現が求められる。

(参 考)

国際戦略総合特区「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」

目標

アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスターの形成

- 材料を含む研究開発から設計・開発、飛行試験、製造・販売、保守管理までの一貫体制を整備
- ボーイング787の増産等への対応、Mitsubishi SpaceJetファミリーの量産開始などにより、航空宇宙産業の世界シェアを拡大

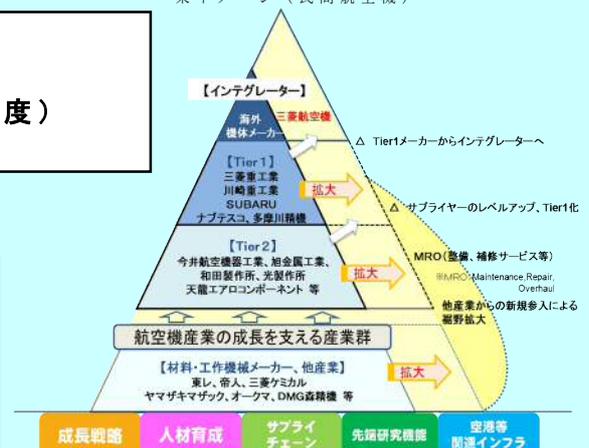
【主な数値目標】

中部地域における航空宇宙産業の生産高
8,700億円(2013年度) → 11,800億円(2020年度)

将来イメージ

- 大手機体メーカーのステップアップ・生産能力拡充
- 大手機体メーカーと一体となって中堅・中小サプライヤー群が備わったフルセットのクラスターとしての高い生産性の発揮

航空宇宙産業クラスターが目指す将来イメージ（民間航空機）



1 2 中小企業対策の推進について

(経済産業省)

【内容】

- (1) 地域の実情を勘案し、「小規模基本法」を踏まえた小規模企業対策の充実を図ること。
また、「小規模支援法」に基づく「経営発達支援計画」の認定を受けた商工会・商工会議所に対する「伴走型小規模事業者支援推進事業」の予算を拡充するとともに、「小規模事業者持続化補助金」及び「地方公共団体による小規模事業者支援推進事業費補助金」を継続すること。
- (2) 中小企業者の早期・計画的な事業承継を進めるため、プッシュ型事業承継支援高度化事業などの支援施策を充実すること。
- (3) 商店街の施設整備や賑わいづくりを継続的に支援するため、商店街の活性化に向けたハード、ソフト両面にわたる取組に対する支援制度の拡充を図るとともに、2019年10月に予定されている消費税率引上げにより、さらなる消費低迷が危惧されることから、消費喚起に結びつくような施策を実施すること。
- (4) 大規模小売店舗が、出店・撤退する場合に地元住民や商店街等との早期の協議等を行うこと、また、商店街組合への参加など商店街活動、まちづくり、地域交流、社会貢献等に協力することを大規模小売店舗立地法に規定すること。
- (5) 「地域中小企業応援ファンド融資事業」については、積極的に新事業展開に取り組む中小企業・小規模企業者に対して、事業を継続する都道府県が十分に支援できる規模を実現できるよう、各団体の希望に応じて可能な段階で追加配分を行うこと。
- (6) 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点）については、中小・小規模企業の売上拡大、販路開拓等の課題解決に繋がるため、次年度以降も継続して実施すること。

(背景)

- 2014年の「小規模基本法」の成立に基づき策定された「小規模企業振興基本計画」は、社会情勢や小規模事業者の環境変化により第Ⅱ期計画が策定されているところである。それに伴い、「小規模支援法」の改正により経営発達支援計画の制度を拡充するため、国において、スキームの見直しが検討されている。
- 「伴走型小規模事業者支援推進事業」は、国から認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき商工会・商工会議所が実施する小規模事業者支援に要する経費を補助するものであるが、全国で2,000を超す全ての商工会等が認定を目指すべき制度であることを考えると、2019年度当初予算50.3億円では不足することが予想される。本事業は、計画の取組を進める上で不可欠な補助であるため、認定数の増加により1団体あたりの補助上限額（700万円）を減額しないよう、予算の拡充を求める。

- 「小規模事業者持続化補助金」は、小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって販路開拓に取り組む際に活用しやすい補助制度として、小規模事業者にとって経営を見直す契機にもなり、ニーズの高い補助金であるため、継続を要望する。
- 「地方公共団体による小規模事業者支援推進事業費補助金」は、愛知県では、経営革新計画の策定促進を図ることを目的とし、小規模事業者の経営革新に対する支援を行うものであり、計画策定促進に向けて持続的な支援が不可欠なため、事業の継続を要望する。
- 国は、2017年度、中小企業経営者の「気付き」を促すことを主な目的とした「事業承継ネットワーク構築事業」を実施した。愛知県では、(公財)あいち産業振興機構が当該事業を受託し、事業承継に関する実態調査を実施したところ、40.8%もの企業が事業承継の準備をしていないことが明らかとなった。
- 「プッシュ型事業承継支援高度化事業」による専門家派遣などのより踏み込んだ事業承継支援は、中小企業の早期・計画的な事業承継に繋がるものと考えられ、今後においても事業の継続を求める。
- 2012年度及び2013年度の補正予算で造成された国の基金事業では「商店街まちづくり事業(ハード整備事業)」及び「地域商店街活性化事業(ソフト事業)」が実施されたが、この成果が一過性で終わることのないよう、終了した当該事業に代わる新たな支援制度を創設する必要がある。
また、依然として続く個人消費の低迷の中、2019年10月に予定されている消費税率引上げにより、さらなる商店街の売上げに影響を及ぼすことが懸念されるため、2018年度補正予算及び2019年度当初予算で措置された「プレミアム付商品券事業」のような直接消費に結びつく施策を実施し、依然厳しい経営環境にある商店街を継続して支援していく必要がある。
- 大規模小売店舗法が廃止され、大型店やチェーン店等の無秩序な出店・撤退により中心市街地等の衰退が進む中、中心市街地の活性化とまちの賑わいを創出していくためには、商店街・大型店・チェーン店等が互いに協力し、対応していくことが不可欠である。
こうしたことを背景に、大規模小売店舗立地法の見直しを要望する声が、愛知県商店街振興組合連合会や愛知中小企業家同友会から挙がっている。
- 「地域中小企業応援ファンド融資事業」は、事業を継続する都道府県が基金を造成し、助成金を活用した様々な事業を実施することによって、新商品開発や販路拡大などの新事業展開に取り組む事業者を支援する制度として効果的な事業である。
- 昨今の低金利下において、より事業効果を高めるためには、継続希望団体への中小機構の配分を増やす等の見直しが必要と考えられるので、各団体の助成実績・実情を考慮の上、事業を継続しない団体から生じた貸付金の剰余額の活用が適切になされる必要がある。
- 国は、コーディネーターを中心に、地域の支援機関と連携して売上拡大や資金繰り等の総合的な支援を行う「よろず支援拠点」を全国47か所に設置しており、愛知県では、(公財)あいち産業振興機構に設置され、中小・小規模企業の支援を実施している。
- 過去の満足度調査では8割を超える者がおおむね満足という結果であるほか、よろず支援拠点設置を機に、金融機関や商工会・商工会議所などの他の支援機関との連携が進み、地域全体で中小・小規模企業を支援する体制強化に繋がっている。